

令和 8 年度茨城県獣医師養成確保修学資金給付事業募集要項

(高校生等対象)

茨城県農林水産部畜産課

1 目的

茨城県では、農林水産分野の県職員獣医師を志す高校生等を募集しています。

本制度は、獣医系大学の協力のもと、獣医師を志す学業優秀な高校生を対象として経済的負担を軽減するために「茨城県獣医師養成確保修学資金（以下、修学資金と記載）」を給付し、将来の茨城県農林水産部の獣医師職員を確保・養成することを目的とします。

2 進学の対象となる大学

(1) 国公立大学

東京農工大学、大阪公立大学※

(2) 私立大学

麻布大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、酪農学園大学※

※ 高等学校卒業後 1 年以内の者については、令和 8 年度においては酪農学園大学、大阪公立大学を対象とします。なお、対象となる大学は各大学の出願要件により、変更となる場合があります。

3 修学資金の給付までの流れ

- ① 茨城県が修学資金給付を希望する高校生等を募集（対象条件あり）
- ② 茨城県が選考試験（以下、県選考と記載）を実施
- ③ 県選考の合格者は、入学を希望する大学が実施する「地域枠特別選抜入学試験等（以下、地域枠選抜等と記載）」を受験
- ④ 地域枠選抜等の合格者は、本事業実施主体となる公益社団法人中央畜産会（以下、中央畜産会と記載）と給付契約を締結
- ⑤ 契約締結後、中央畜産会から修学資金の給付開始

詳細な手続きの内容については、県選考の合格者に個別にお知らせします。

4 修学資金給付者の募集

(1) 対象者

- ・ 高等学校及び中等教育学校を、令和 9 年 3 月に卒業見込みまたは卒業後 1 年以内の者（卒業後 1 年以内の者については、大学の出願資格に合致しない場合があるので、御注意ください）
- ・ 入学を希望する大学の獣医学科の一般選抜試験に合格する程度の学力を有して

おり、学校長が推薦する者

- ・ 大学卒業後、速やかに、茨城県農林水産部の獣医師職員として勤務する意思を有していること

(2) 募集人員

1名

(3) 修学資金の給付額

- ア 高等学校3年次、中等教育学校6年次、高校等卒業後1年以内
上限 175万円以内：大学の入学手続き時に納入する費用
(入学金、1年次前期授業料、実習費等の額)

イ 獣医学生時

国公立大学に在籍する場合 月額 10万円以内 (大学在学中の6年間)

私立大学に在籍する場合 月額 18万円以内 (大学在学中の6年間)

(4) 給付期間

本人からの給付中止申し出がない限り、修学資金の給付が決定した年度の4月分から大学を卒業する年度の3月分まで。ただし、正規の修業年限に限る。

(5) 募集期間

令和8年7月10日(金) ～ 令和8年9月15日(火) (必着)

(6) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「茨城県農林水産部 畜産課 家畜衛生対策室」あてに、郵送又は持参により提出してください。

【提出書類】

- ① 志願書(様式第1号)
- ② 自己推薦書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 調査書(高等学校が作成し、厳封したもの)
- ⑤ 学校長の推薦書(任意様式、学校長が作成したもの)
- ⑥ 志願書に添付したものと同一写真2枚(縦3.5cm×横3.0cm)

【郵送先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室

【提出書類に関する留意点】

- ・ 提出書類は、手書きに限らず、パソコン等で作成したものも可とします。
- ・ 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師養成確保修学資金関係書類」と明記してください。
- ・ 持参する場合は、茨城県庁 17 階の畜産課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです(土日及び休日を除きます)。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 必要に応じて、応募者に電話等で直接聴き取りを行う場合があります。

5 修学資金給付者の選考

(1) 選考方法

小論文及び面接

(2) 選考試験の日程及び場所

- ・ 令和8年9月26日（土）
- ・ 茨城県庁内（茨城県水戸市笠原町978番6）
- ・ 日程と場所等の詳細については、後日、応募者に直接連絡します。

(3) 合格発表

- ・ 令和8年10月9日（金）までに、県選考の受験者へ合否を通知します。
- ・ 県選考の合格者には、県から推薦証を交付し、希望大学に地域枠選抜等への対象者として推薦します。

6 修学資金給付の制度

茨城県獣医師養成確保修学資金給付事業は、農林水産省が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施します。

7 修学資金の返還と免除について

(1) 返還が免除される要件

下記①、②を満たしたうえで、③又は④に該当したとき。

- ① 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
- ② 茨城県職員採用試験に合格し、茨城県農林水産部の獣医師職員になること。
- ③ 茨城県農林水産部の職員として以下の期間従事したとき。
（獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程に基づく所定期間）
イ 国公立大学に進学した場合：9年間
ロ 私立大学に進学した場合：10年間
- ④ 死亡、事故又は心身の故障その他やむを得ない事由により、茨城県農林水産部の獣医師職員としての業務に従事することができなくなったとき。

(2) 返還が必要な場合

給付者が、上記の要件を満たす見込みがなくなった場合又は大学在学途中で修学資金の給付を辞退した場合は、給付契約を解除し、給付された修学資金及び実施規程に基づき算定される加算金（年10.95%）を返還していただきます。

8 注意事項

- ・ 県選考に合格した者は、志願書（様式第1号）に記載した希望大学以外の地域枠選抜等に出願することはできません。
- ・ 茨城県職員となるには、別途実施される「茨城県職員採用試験」を受験し合格する必要があります。修学資金の給付決定は、茨城県職員採用を決定するものではありません。

- ・ 本事業と重複して修学資金等の給付を受けることとなる制度の契約を既に締結している者は、本事業に応募することはできません。なお、応募時点で他制度の利用状況について確認させていただく場合があります。
- ・ 本事業の実施主体となる中央畜産会との給付契約締結時には、受験者本人のほか2名の連帯保証人が必要となります。なお、父又は母がいる場合には、連帯保証人のうち1名は父又は母である必要があります。
- ・ 本修学資金の給付決定後は給付契約を締結することとなり、契約に基づく義務が生じます。応募に当たっては、返還条件等を十分に確認の上、応募してください。

9 問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室

電 話 029-301-3982 (直通)

メール chikusan2@pref.ibaraki.lg.jp